広報ほうじょう

町の人口

（昭和54年7月31日現在）

		前月比較
男	3,876	(−8)
女	4,127	(+2)
計	8,003	(−6)
世帯数	2,366	(−1)

9月23日は方城町長選挙の投票日です!!

一、選挙の告示日
昭和54年9月16日

二、選挙期日
昭和54年9月23日

三、選挙人名簿登録資格
公職選挙法の特例により選挙期日が9月11日から10月10日の場合は、定時登録（年1回で9月1日現在で調整）によりますので、次のようになります。

住所要件
昭和54年6月1日までに住民基本台帳に記録され引続在住している者

年令要件
昭和34年9月2日までに生まれた者

四、選挙人名簿縦覧
(一)期　間　9月11日から15日まで（5日間）
(二)場　所　方城町選挙管理委員会事務室
(三)時　間　毎日午前8時30分から午後5時まで

こんなに上達しました
春田・浄万寺地区子供会習字教室

六月三日、直方市体育館において、日本習字連盟主催の筑豊地区書道大会が行なわれ、春田二十一名、浄万寺より六名参加しました。

春田子供会が習字を始めて七ケ月、浄万寺子供会は二年二ケ月、いずれも初参加、会場は八百人の参加の子供でうまり、その中で堂々と春田の小学二年・田中徹三君、岡野政弘君、三年・田中三津子さん、中学二年・沓形アユミさん、中学三年・岡野真佐子さんの五人、浄万寺は小学三年・中山佳代さん、中学二年・仲村幸代さん、久富由子さんの三人が見事入賞して、福岡県大会の出場権を獲得しました。

県大会は七月二十九日行なわれましたが、残念ながら入賞できませんでした。しかし、筑豊地区大会で入賞する事でさえ六年間に一、二度あるかないかの難関なのです。これは子供達の努力は勿論、子供会の役員様やお母さん達が毎週二人づつ参加し、励ます親の姿勢に子供達が脱落せずに上達して行くのだと思っております。また、町行政の学習会等で子供会が活発に成り、書道会を通じて伊方の習字教室の子供と7月7・8日に合同キャンプを行なうなどして、弁城地区と伊方地区の交流が出来ました。そして、お友達も出来て子供達も大変喜んでおります。

橋本博行

九月のこよみ

1日　防災の日　ガン征圧月間
二百十日
9日　町民運動会
15日　敬老の日　老人福祉週間
20日　航空の日　動物愛護週間
24日　秋分の日　結核予防週間

《人物紹介》〝郷土出身の音楽家〟村方千之氏

方城町に生れ、幼少年時代をこの町で過し、その後音楽の道一筋に精進され、今や国際的にもすぐれた音楽家として活躍されている村方千之氏（大正十四年生れ）（旧三菱方城炭坑病院長のご子息）が、今回田川文化センターで開催（九月二十七日）される九州交響楽団田川演奏会の客員指揮者として来演されることになりました。

村方千之氏は小学校五年生までを伊方小学校で学び、その後東京の自由学園に進学。バイオリンの勉強をされ、更に東京芸大に入学音楽理論を専攻、卒業後は専ら指揮法を学ばれ、昭和五十年にはブラジル、リオディジャネイロ市に於ける、ヴィラ・ロボス音楽祭国際指揮者コンクールに於いて特別賞を受賞、国際的にもすぐれた音楽家として認められています。

氏はこれまでに、東京フィル、東京交響楽団、新日本フィル等各地のオーケストラを指揮して活躍されています。

今回郷土田川に於いて九州交響楽団を指揮される機会に、氏にとっても、なつかしい方城を訪ねていただくことにしました。

町教育委員会では、村方氏の来町に当り、〝小学生のための音楽教室〟をはじめ、町内音楽愛好者との〝音楽を語る夕べ〟等計画しています。

特に氏は、小学生時代の同窓生のみなさん方にお会いしたいと希望されていますので同窓生の方々のご参集もあわせてお願い致します。詳細は教育委員会の方へお問合せください。

（現住所＝東京都豊島区南長崎六の三四の五の一〇五）

検察審査会について知っておこう
―被害者はいますぐ相談を―
（市町村選挙管理委員会）

皆さん、あなたやその周囲の人で「窃盗」「おどし」「詐欺」「交通事故」などの被害をうけ困って各方面に話してみたが納得のいく結論が出ない。またその犯人を処罰してほしいと警察や検察庁に訴えたが、その結果を裁判に廻さないことになり、これに不服だがさてこれを誰にどうしてもらったらよいか、判らなくなっていることはありませんか。こんな方は「泣き寝入りせず検察審査会にご相談ください。

※　検察審査会はこのような被害者の不満を聞いてもう一度調べなおしてみることを仕事とします。

※　検察審査会は裁判所の中にあって民間の代表者十一人で構成された事件について検察官のした不起訴処分の良し悪しを審査するため記録を調べたり証人を呼んだり、実地見分などして調査した結果議決します。

もし不当と判断すれば検察庁に起訴するよう申入れをするのです。

※　検察審査会に相談や申立をされる方は田川裁判所のなかにある左記事務局にお問い合せ下さい。

記

田川市千代町一の五　裁判所内
田川検察審査会事務局
電話　田川　②〇一六三

青色申告のおすすめ

所得税は、納税者が自分で所得や税金を計算して、申告し納税する申告納税制度をたてまえとしています。そこで、毎日の取引を帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得税の申告をする人には、所得計算の面などで、いろいろ有利な特典が受けられる「青色申告制度」があります。

青色申告をしますと、①所得から最高十万円を控除する青色申告控除、②事業に従事している親族に支払う給与が必要経費になる青色専従者給与、③貸倒引当金や価格変動準備金などの各種の引当金準備金の制度など多くの特典があります。

また、税金の面だけでなく、帳簿をつけることによって経営の合理化にも役立ちます。

この青色申告ができるのは、事業所得、不動産所得、山林所得のある人です。青色申告をしようとする年には、青色申告をしようとする年の三月十五日まで（新しく開業した場合は、開業の日から二か月以内）に「青色申告承認申請書」を税務署に提出しなければなりません。

青色申告の帳簿は、現金出納簿などの簡単な帳簿でもよいことになっています。また、記帳の指導を税務署のほかに税理士会や商工会議所、日本税務協会、青色申告会、税務相談所などでもしています。

お年寄りや障害者と税金

九月十五日は敬老の日、また十五日から二十一日までは老人福祉週間です。

国は財政支出の面で社会福祉を充実する一方、お年寄りや心身に障害のある人には税金の面でも、次のような優遇措置がとられています。

一、六五歳以上で、所得金額が一〇〇〇万円以下の人は、所得税を計算するとき、次の控除が受けられます。

㈠　老年者控除……基礎控除や扶養控除などのほかに、二三万円が所得金額から控除できます。

㈡　老年者年金特別控除……国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給の収入金額から、給与所得控除のほかに七八万円が控除できます。

二、生計を一にする七〇歳以上の親族（障害者でない人）で、所得が一定額以下のお年寄りを扶養している人は、配偶者控除、扶養控除一人当り二九万円の代りに三五万円（又は四〇万円）が控除できます。

三、納税者本人や扶養している親族で、心身に障害のある人がいるときは、障害者控除として一人当り二三万円（重度の障害者は二一万円）を所得金額から控除できます。

四、相続人が心身に障害のある人であるときは、相続税額から障害者控除を差引くことができます。

控除額は、七〇歳からその相続人の年齢を差引いた年数に三万円（重度の障害者は六万円）をかけた金額です。

▶特集◀9月1日は防災の日

地震　これだけの備えはぜひ必要
家庭編

家具類は壁や柱に固定

洋服ダンスや本棚、食器戸棚などが倒れたり、棚のものが落ちてきて死傷者を出すケースがあります。これらの家具はL字型の金具などで柱や壁にしっかりと固定しましょう。

家具の中でも、がん丈で大きなテーブルや食卓、机などは安全で、いざというとき、これらの下にもぐりこめば、家具の転倒や落下物から身を守ることができます。

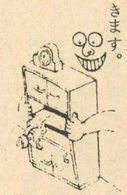

重い物は上に置かない

室内の有効利用でスペースを広く――とばかり物を上へ上へと積むのは危険です。家具や棚の上におかれたテレビや装飾用の置き物、ガラス器具など重いものや鋭利なものは、せめて腰の位置より低いところに置くようにしましょう。

また、家具類の収納物も、重いものを下に入れて重心を下げる工夫が大切です。

〝降る凶器〟に要注意

天井や壁に取り付けられた照明器具、額、時計、装飾品などは地震時には〝降る凶器〟に一変します。

堅固に見えるシャンデリアも取り付け方によっては危険な落下物。ガラスの破片で思わぬ負傷をすることがあります。留め具などの点検をお忘れなく。

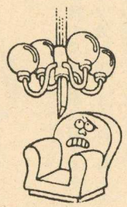

可燃物は安全な場所に

不意に襲う地震の恐怖は、消火の手を遅らせがちです。延焼の原因となるような可燃物――灯油、食用油、ベンジン、ヘアスプレー、殺虫剤、塗料など燃えやすい日用品は、火を使う器具から遠ざけて、しっかりふたや栓をして安全なところに保管しましょう。

欠かせない消火器

消火器は、ぜひとも備えておきたいもの。また、ふだんからバケツに水をくんでおいたり、いつも風呂に水を張っておくと、いざというときに役立ちます。

そろえたい救急医薬品

災害時には、負傷したり、やけどを負ったり、煙で目をやられたりします。そんなときのために、次のような救急医薬品を用意しておくと便利です。

キズ薬、消毒薬、目薬、胃腸薬、脱脂綿、ばんそうこう、包帯、三角布――など。

また、応急手当の方法も身につけておきましょう。

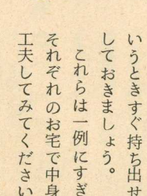

〝家族防災会議〟を

グラッときたとき、家族全員があわてず行動できるよう、ふだんからよく話し合い、それぞれの行動分担を決めておきましょう。

火の始末をする人、老人、子供をつれて逃げる人、非常持ち出し袋を持つ人――など、月に一度はみんなで役割を確認しましょう。

また、避難場所を決め、家族がバラバラになったときなどの連絡方法も、ふだんから打ち合わせておきましょう。

非常持ち出し袋の用意を

電気、ガス、水道が一時的にせよ止まったり、避難場所によっては水、食糧などの供給がすぐにできない場合があります。最低限の避難生活を送るための準備も怠ることはできません。

そのため、いざというときの非常用持ち出し袋を作って、必要なものを入れておきましょう。

▽懐中電燈、ロウソク、マッチ、ライター、固型燃料▽トランジスタラジオ▽飲料水（水筒、びん詰めのミネラルウオーター）▽食料品（乾パンやかん詰め、食塩）かん切り▽下着類、手ぬぐい、ビニール、ふろしき、寝袋▽救急医薬品▽赤ちゃんのいるおうちは、ミルク、おしめなども。なお現金や預金通帳、ハンコなどの貴重品類は、いざというときすぐ持ち出せるようにしておきましょう。

これらは一例にすぎませんが、それぞれのお宅で中身について工夫してみてください。

住宅ハ人権ヲ尊重シ、差別ノナイ町づくりを

▶特集◀9月1日は防災の日

地震

ぐらっ、ときたら…
場所別 避難の心得

木造家屋の中にいたら

たとえ一階はつぶれても、二階はまだ安全。あわてて階段をかけ降りたり、窓から飛び出すのは危険です。屋内で安全なのは柱の多い場所で、トイレの中や風呂場。

揺れが激しくても、すぐは外に出ないで丈夫な机やテーブルの下に身をかくして様子をみること。カワラや看板、ガラスなどが落ちてきて思わぬケガをします。逃げ出すときは、きちんと火の始末をしましょう。

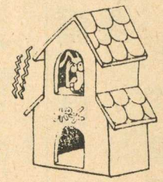

車を運転していたら

道路は波打ち、パンクしたようにハンドルをとられます。ハンドルを両手でしっかり押え、周囲に注意して、ゆっくりスピードを落としながら道路の左側に停車、エンジンを切ります。

カーラジオで地震情報を聞き、適切な行動をとりましょう。車を置いて避難するときは、キーをしたまま、ドアはロックしないでおくこと。

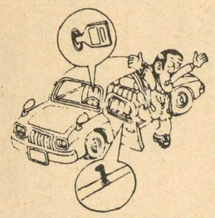

街の中を通行中のとき

看板や窓ガラスの破片、外装用のタイル、ネオンサイン（塔）などの落下物から身を守るため、コート、買い物袋などで頭を守りながら近くの丈夫な建物や空き地に避難しましょう。

映画館、劇場、デパートなどにいたら

これらの建物は、耐震構造でできていますから、倒れる危険は少ないとみられます。

デパートなどの場合、陶器やガラス製品などの売り場は破片に注意しましょう。衣料品などの繊維製品の階は、その点安心ですが、ひとたび火災が発生しますと有毒ガスの発生源になります。ふだんから、これら行きつけの場所については、出入り口はもちろん、非常口をよく確認しておきましょう。

いちばん怖いのは、群衆がパニック状態に陥ることです。狭い出口に殺到せず、落ち着いて係員の指示に従ってください。

地下街にいたら

地下街は耐震構造になっていますので、つぶれる心配は、まずありません。

天井のモルタルや照明器具、窓ガラスなどの落下物に気をつけながら、壁ぎわや柱のそばに身を寄せて、様子をうかがいましょう。万一、停電しても、非常灯がつくように設計されていますから、とにかく落ち着いて行動することが大切です。

狭い出口に殺到するのは、押し倒されたりして大変危険です。

鉄筋建物（ビル）の中にいたら

団地やマンション、オフィスビル、ホテルなどは構造的に一応安心とみていいでしょう。

ただ、ドアが開かなくなる場合があるので、直ちにドアを開けましょう。

外に出るときは階段を使い、エレベーターは避けましょう。

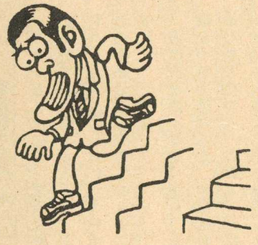

電車やバスの中にいたら

列車や電車は、強い地震を感じると、一時停止または徐行運転する仕組みになっています。バスも、運転士の判断で停車します。つり革や柱、いすなどにしっかりつかまり、落ち着いて乗務員の指示に従いましょう。

あわてて、非常コックなどを開けて外に飛び出すのは危険です。

地下鉄の場合も同じです。勝手に外に出ると、高圧線に触れて感電したり、反対側から来る電車にひかれる危険があります。乗務員の指示を待ちましょう。

お互いの人権を尊重し、差別のない田づくりを

「老人の座」について

敬老は国民の信念。

家庭の中で老人はどういう立場におかれているのでしょうか。この立場を老人の座といいます。また社会では老人をどう受けとめているか。これが社会における座です。親に孝養をつくし、老人を敬愛することは昔から国民の信念であって、今日も変りはないはずです。この信念にもとづいて老人の座が守られてきたわけですが、家族制度の特権として長い間認められてきた時代から、百八十度の変り方をして、すべての個人が平等に尊ばれる民主主義のこんにち、特権の座からおろされた老人のうちには、まだ昔の考えが残り、とまどっている方もいます。老人の座と同じように家庭には子供の座孫の座などがありますが、そこでない。

あなた、安全運転していますか？
命はもっと大切に!!

☆7月から交通事故が急増

田川署管内における交通事故発生状況（8月15日現在）

- 発生　502件（前年同期よりも28件増加）
- 死者　9名（〃3名増加）
- 負傷者　670名（〃9名減少）

☆交通事故の特徴

- 夕方からうす暮れどき（午後6時～午後8時）に多発
- スピードの出しすぎ、ぼんやり運転、はみ出し違反などが主な原因。
- 死者のうち56％が25歳以下のドライバー
- 国道から交通量の少ない県道や市町道で多発しはじめた。
- シートベルトは全く締めていない。

☆これだけは絶対に守ろう！

運転者

- スピードは控めに、ブレーキは早めに（制限速度の厳守）
- 十分な車間距離を保とう。
- 脇見、考えごとをやめよう。
- 無謀、飯酒運転をしない。
- シートベルト、ヘルメットをつけよう。
- 思いやり、ゆずりあいにつとめよう。

歩行者

- 横断歩道を横断しよう。
- 横断は停車をたしかめて。
- 幼児は必ず手を引こう。
- 横断は明るいところで。

警察では、毎日、事故防止のため取締りを行っております。

昭和三十八年にできた老人福祉法をのぞいてみましょう。老人の権利と責任の正しい扱い方をこの法律は指摘して、国の政治都道府県市町村の行政によりどころをあたえています。また老人の生活態度とこれをとりまく人びとの交流のもとになる敬老精神が、この法律により再確認されたのです。老人福祉法は老人を多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され健全で安らかな生活を保障されるものとし老齢に伴なって生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるとともにその希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会を与えられるという位置づけをしています。ふつうの老人は退職、失業、老化現象病気がちなど経済力が弱くなっています。老後を豊かにする社会保障がまだ十分ではありませんし弱者として老人の立場からはやりきれないものです。

荒川豊八

9月10日
『全国下水道促進デー』
（下水道）法施行 20周年記念

秋の交通安全県民運動

期間　9月21日から9月30日までの10日間

運動の重点

一、子供と老人の交通事故防止
二、自転車及び原動機付自転車の安全利用の促進
三、青少年の暴走運転の防止と安全運転の確保
四、シートベルト着用の推進

「ゆっくり走ろう田川の路」

田川警察署

障害年金

『国民年金の知識』

国民年金に加入している間にかかった病気やケガがもとで障害者となった場合に、支給されます。

障害年金を受けるには、次のような条件が必要です。

①障害のもとになった病気やケガが治らない場合は初めて医者の診療を受けた日から一年六か月たった日、その間に治った場合は治った日にその障害の程度が「国民年金法障害等級表（一級または二級）」に当てはまること。

②初めて医者にかかった日に国民年金に加入していなければなりません。また、初診日の前日に保険料の納付状況が、次のどれかに当てはまっていることが必要です。

ア　最近の一年間、保険料をすべて納めていること（他の公的年金の加入期間が含まれてもよい）

イ　最近の三年間、すべて保険料を納めたか、保険料の免除を受けた期間であること。

ウ　保険料を十五年以上納めていること。

障害年金の額は、今年七月から一級で五十九万七千五百円、二級で四十七万八千円になりました。

移動住宅相談実施について

1. 実施期日
   昭和54年10月3日（水）
2. 実施時間
   午前10時～午後4時
3. 開設場所
   飯塚市吉原町6番12号
   飯塚商工会議所
4. 相談内容
   住宅関係、法律、設計施工、税制、金融、宅建その他住宅案内
5. 相談員
   弁護士、税理士、建築士宅建、金融、住宅案内

お知らせ

災害を受けたときは所得税の軽減免除があります

震災、風水害、落雷、火災などの災害を受けたとき、所得税が軽減されたり免除されたりしますがその方法として次の二つがあります。一つは、「所得税法」に定める雑損控除による方法です。もう一つは、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法です。この二つのうちどちらか有利な方法を選ぶことができます。

雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には翌年三月の確定申告の時期を待ってその適用を受けることになります。しかし、第一期（七月）と第二期（十一月）に予定納税をしなければならない人は、その予定納税の段階でも、減免の適用を受けることができます。

また、サラリーマンについては給与の支払を受ける段階で、その源泉所得税の徴収猶予や、既に納めた税金の還付を受けることができます。自由業の人についても、報酬や料金に対する源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。

なお詳しいことは、田川税務署調査第一部門におたずねください。

（Tel　田川　④　0430）

昭和54年5月8日法律第29号で公布された戦傷病者・戦没者遺族援護法等の一部改正について

1. 障害年金、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

昭和54年4月及び6月から引上げられています。

2. 再婚解消妻制度に係る範囲の拡大

死亡した軍人、軍属又は準軍属の死亡当時の配偶者等のうち、昭和21年2月1日から昭和27年4月29日までの間に再婚し、昭和28年7月31日までに再婚解消している者について、離婚（生別）によるものにあっては、昭和40年以後死別によるものにあっては、昭和42年以後の法改正により、戦没者等の遺族とされた者に対して昭和54年10月1日から遺族年金等が支給されます。

3. 平病死遺族年金等と軍人恩給との不均衡の是正

第一款症（軍人恩給の旧第7項症）であった者が平病死した場合の遺族年金等の額が相当する軍人恩給の額より低いので、昭和54年10月からその不均衡が是正されます。

4. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給対象範囲の拡大

昭和50年4月1日以後、昭和54年3月31日までに公務扶助料等の受給権を失った戦没者等の遺族に6年償還の国債12万円が支給されます。（昭和54年5月8日施行）

5. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給対象範囲の拡大及び継続

昭和48年4月2日以後、昭和54年4月1日までに戦傷病者等の妻となった者および前回（は号）の受給者に支給されます。

なお、その他詳細は、県民生部援護または、役場福祉課へおたずねください。

（注）1・3については、裁定庁が職権により改定します。2・4・5については受給権者からの請求を必要とし、昭和54年10月1日（4については昭和54年5月8日）以降に請求書の受付を行います。

方城日曜句会ご案内

☆一緒に俳句をやりませんか。
☆どなたでもお気軽にお出でください。
☆初心者歓迎
。場所　八幡町　西山ひさし方
Tel　②　一一六四
。日時　毎週日曜日　午後七時半

。大阪に移す　墓とて　掃いてをり　（西山　ひさし）
。遅れ来し　友に灯を振る　河鹿橋　（田沖　水棹）
。青田風　吹き抜けて行く　峡の寺　（桑野　園女）
。農機具の　小屋の蔭なる　花ざくろ　（田沖　水棹）
。子には子の　水輪生まるゝ　みずすまし　（田沖　水棹）
。暑稽古の　防具重たし　豆剣士　（鈴木　秋風子）
。キャンプ小屋　片付けて去る　人涼し　（鈴木　秋風子）
。キャンプ小屋とは　満員のくつろぎ場　（桑野　園女）
。炎天を　働くことも　生活（たつき）なり　（桑野　園女）
。汗の夜（よる）　濯ぎて今日を　終りけり　（林　いしの）
。残業に　疲れ果てたる　昼寝とも　（林　いしの）
。盆近し　日曜出勤　ことわれず　（久米　千代子）
。蚊遣香　一つはミシン踏む妻に　（久米　千代子）
。そこまでの　試歩許されし　夏帽子　（桜ん坊）

香典返し

ありがとうございました。次の方々から方城町長寿会に高額な香典返しを受けましたので長寿会の運営に有意義につかわせていただきます。

方城町長寿会連合会長　荒川　豊八

一、後谷　牛島しずえ
二、春田　中村すみこ
三、古門　仲谷　晴生

広報ほうじょう（109号）
昭和五十四年九月一日発行
発行　方城町役場
編集　企画室
印刷　協和印刷